

制定 令和3年4月1日

1 目的

このガイドラインは、公立大学法人沖縄県立芸術大学におけるハラスメントを防止し、健全で良好な環境のもと、教育、研究、就学及び就労することにより本学の職員等、学生及びその他関係者の利益の保護及び能率を発揮することを目的として定めるものです。

2 ガイドラインの対象範囲

- (1) このガイドラインは、本学の職員等、学生及びその他関係者（以下「大学構成員」という。）を対象とします。
- (2) このガイドラインは、就労時間中又は正課の時間中の学内における行為にとどまるものではなく、時間外はもとより、学外及び課外における活動等を含む、本学に関係するあらゆる場合に適用されます。

3 ハラスメントの定義

ハラスメントとは、個人の尊厳を不当に傷つけ、精神的・身体的損害を与える社会的に許されない行為の総称です。

本学におけるハラスメントの定義は、以下のとおりで、公立大学法人沖縄県立芸術大学ハラスメント防止・対策規程第3条第1項各号に規定されています。

- (1) セクシャル・ハラスメント 大学等において行われる性的な言動に対する大学構成員の対応により、当該大学構成員が教育、研究、就学及び就業条件について不利益を受け、又は当該性的な言動により当該大学構成員の教育、研究、就学及び就業環境が害されることをいい、同性に対するものも含まれる。また、当該大学構成員の性的指向又は性自認にかかわらず対象とするものとし、本号における「大学構成員」には、本学と取引関係等一定の関係を有する者を含むものとする。
- (2) アカデミック・ハラスメント 大学等において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、必要かつ相当な範囲を超えたものにより、教員及び学生の教育、学習、研究及び就学における環境が害されることをいう。
- (3) パワー・ハラスメント 大学等において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、大学構成員の就業環境が害されることをいう。
- (4) 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント 大学等において行われる妊娠・出産等に関する言動、又は出産・育児・介護等に関する制度若しくは措置の利用に関する言動により、大学構成員の教育、研究、就学及び就業環境が害されることをいう。

4 理事長、部局長及び大学構成員の責務

理事長は、ハラスメントの防止・対策を統括し、適切な措置を講じます。

部局長は、当該部局におけるハラスメントの防止・対策に取り組みます。

大学構成員は、ハラスメントが個人の人権を侵害する不当な行為であるとともに、本学における教育、研究、就学及び就業の環境を損なうものであることを正しく認識して、ハラスメントの防止に努めなければならない。

5 ハラスメントの防止・対策のための組織体制

本学では、ハラスメントが発生した場合に対応するため、以下の体制を構築し、適切な措置を講じます。

(1) ハラスメント防止・対策委員会

ハラスメントに関する総括的組織として、広報・啓発活動及び研修を実施するとともに、ハラスメントが発生した場合に事案解決・被害者救済・環境改善を行います。

(2) ハラスメント相談員

ハラスメント相談員を配置し、大学構成員からの相談を受けます。ハラスメントに関する問題解決に向けた助言・支援を行います。

(3) ハラスメント調査委員会

ハラスメントが発生した場合に事実調査を行います。

6 ハラスメントの解決方法

ハラスメントに関する相談事案について、相談者が望む解決方法を尊重し、慎重かつ迅速に問題解決を図ります。

ハラスメントの解決方法には、以下の方法があります。

① 注意を喚起するための相手方への通知

② 問題解決のための調整の申立て

③ ハラスメントに関する被害救済の申立て

また、上記の申出・申立をしたことを理由に不利益な取り扱い（二次加害行為）から相談者を保護するとともに、ハラスメントの解決のため、厳正な是正措置を行います。

7 緊急の対応措置

ハラスメント防止・対策委員会は、相談又は申出・申立て手続の進行中において、ハラスメントの疑いのある行為が継続しており、かつ、緊急性があると認める場合は、被害を受けたとされる者の了解の上で、相手方とされる者及び関係する部局等に対し、緊急の対応措置をとります。

8 プライバシーの保護

ハラスメントの相談、調整及び調査の過程で、その手続に関与した全ての担当者は、当事者の意思をできる限り尊重するとともに、手続の過程で関係した者のプライバシー

や名誉その他の人権を尊重しなければなりません。また、相談、調整及び調査の過程で知り得た秘密を在職中及び退任後においても他に漏らしてはいけません。

9 不利益取扱いの禁止

いかなる者も、ハラスメントに関する相談及び当該案件に係る調査への協力その他ハラスメントに関し正当な対応をした者に対し、そのことを理由として不利益な取扱いをしてはいけません。

10 虚偽申立ての禁止

いかなる者も、ハラスメントに関する虚偽の相談、申出及び申立てを行ってはいけません。

附 則

このガイドラインは、令和3年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和5年7月27日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和6年4月1日から施行する。